

5.6 土壌汚染

5.6.1 土地の改変等に伴う土壌汚染

(1) 予測・評価の概要

土地の改変等に伴う土壌汚染の影響の予測・評価は、環境影響評価書（平成14年11月）と同様の手法で行うこととし、予測の概要は表5.6.1、評価の概要は表5.6.2に示すとおりである。

表 5.6.1 土壌汚染に関する予測の概要

影響要因	予測の概要	
土地の改変等	予測項目	土壌汚染
	予測事項	建設工事の実施が土壌汚染に及ぼす影響
	予測地点	吹田市域の高架構造物の基礎杭建設予定地
	予測時期	吹田市域の高架構造物の基礎杭建設の工事中
	予測方法	環境影響評価書（平成14年11月）で適用した地下水・土壌汚染拡散防止対策工法及び工事中の発生土の処理方法の検討による推定

表 5.6.2 土壌汚染に関する評価の概要

予測項目	評価の手法	概要
土壌汚染	①環境への影響を最小限にとどめるよう環境保全について配慮されていること。	<ul style="list-style-type: none"> 周辺環境への影響の低減措置等、環境保全対策について明示し、環境影響を回避・低減するための配慮が適正であるかの評価を行う。
	②環境基準並びに環境基本計画、大阪府環境総合計画等、国又は大阪府が定める環境に関する計画又は方針に定める目標の達成と維持に支障を及ぼさないこと。	<ul style="list-style-type: none"> 土壌汚染が事業計画路線の周辺地域に拡散しないこととする。
	③土壌汚染対策法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に定める規制基準に適合するとともに、農用地の土壌の汚染防止等に関する法律に定める基準に該当しないものであること。	<ul style="list-style-type: none"> 土壌汚染対策法及びその他の該当する法律に定められている規制基準との比較・検討を行う。
	④事業内容の変更に伴う環境影響評価の範囲又は程度について、著しい差異がないこと。	<ul style="list-style-type: none"> 地下水・土壌汚染拡散防止対策工法について、現行認可案と変更案との比較・検証を行う。

(2) 予測結果

(a) 地下水・土壌汚染拡散防止対策工法の検討

地下水・土壌汚染拡散防止対策工法についての検討内容は、表 5.2.5 に示すとおりであり、地盤改良工法案（セメント系固化体）でケーシングを埋殺した場合を採用することとすることから、土壌汚染が周辺に拡散することはないものとする。

(b) 発生土の処理方法

地盤の掘削による発生土については、土壌汚染の測定を実施し、土壌汚染が確認された場合には、処理業者に委託し、熱処理分解等により適切に処理することとすることから、土壌汚染が周辺に拡散することはないものとする。

(3) 評価

土地の改変等に伴う土壌汚染の評価は、①環境への影響を最小限にとどめるよう環境保全について配慮されていること、②環境基準並びに環境基本計画、大阪府環境総合計画等、国又は大阪府が定める環境に関する計画又は方針に定める目標の達成と維持に支障を及ぼさないこと、③土壌汚染対策法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に定める規制基準に適合するとともに、農用地の土壌の汚染防止等に関する法律に定める基準に該当しないものであることに基づいて行うこととした。具体的には、土壌汚染が事業計画路線の周辺地域に拡散しないこととした。

吹田市域における高架構造物の基礎杭の工事には、適切な地下水・土壌汚染拡散防止対策工法を採用し、また、地盤の掘削による発生土に土壌汚染が確認された場合には、処理業者に委託し、適切に処理を行うことから、土壌汚染が周辺に拡散することはないものとする。

また、土壌汚染が確認されている地域での工事の実施に当たっては、環境への影響を最小限にとどめるため、以下に示す環境保全対策を講じることとする。

- | |
|---|
| <p>① 駅舎及び高架部の基礎杭の工事においては、地盤改良工法（セメント系固化体、ケーシング埋殺し）を採用することにより土壌汚染を拡大させない。また、セメント系固化体には六価クロムの溶出がないことが確認された材料を使用する。</p> <p>② 地盤の掘削による発生土については土壌汚染調査を行い、汚染が確認された場合は処理業者に委託し、熱処理分解等により適切に処理する。</p> |
|---|

以上より、土地の改変等に伴う土壌汚染は周辺環境に著しい影響を及ぼさないものと考えられる。

(4) 事業内容の変更に係る検証結果

環境影響評価書（平成 14 年 11 月）においては、地下水・土壌汚染拡散防止対策工法の採用等により土地の改変等は周辺地下水に著しい影響を及ぼさないものとしているが、事業内容の変更にしても同様の考え方となっている。

以上より、事業内容の変更に伴う環境影響の範囲又は程度について、著しい差異はないものと判断した。